

年齢条項の見直しに関する検討について

平成 25 年 6 月 6 日（木）

内閣官房

1. 検討の経緯

平成 19 年 5 月に公布された「日本国憲法の改正手続きに関する法律」附則第 3 条を受けて、政府としては、同年 5 月、内閣官房副長官の下で、各府省事務次官等を構成員とする「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を設置し、「20 歳以上」などの規定を有する法令の年齢条項について、総合的な検討を行ってまいりました。

しかしながら、平成 21 年 10 月の法制審議会答申において、民法の成年年齢については、18 歳に引き下げるのが相当であるが、消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要であるとされ、直ちにこれを行うことは適当ではないとされました。このようなこともあり、現時点では、法制上の措置を講ずるには至っていないところです。

2. 対象法令の検討状況

政府の検討委員会では、公職選挙法や民法、少年法を始めとして、法令上「20 歳以上」などの年齢に関する条項について総合的に検討を行っております。

その対象法令数は現時点で 343 であり、内訳として、法律が 208、政令が 37、府省令が 98 となっています。このうち、9 割について、各府省庁における検討が終了しております。

対象法令数は多いものの、この中には、条文上、具体的な年齢を規定せず、公職選挙法における「選挙権年齢」や民法における「成年年齢」の規定を引用しているため、公職選挙法や民法の改正に伴い自動的に年齢が引き下がるものも数多く含まれております。このように、年齢引下げには法令改正を必要としない法令も多く、現時点で、年齢引下げを行うために法令改正を必要とするものは、法律

12本、政令3本、府省令5本程度と考えております。

3 成年年齢の引下げに向けた環境整備

法制審議会で指摘された民法の成年年齢引下げに向けた環境整備については、資料3のとおり、関係府省において各種施策を推進しているところです。

4 第6回検討委員会の状況

平成24年2月の第5回検討委員会から約1年3か月を経過し、その間、2回にわたって開催された本審査会の幹事懇談会でのご指摘も踏まえ、昨日、年齢条項の見直しに関する検討委員会の第6回を開催し、各府省における検討状況や環境整備に向けた施策の推進状況について、改めて報告を求め、議論を行いました。

その結果、公職選挙法、民法及び少年法における年齢条項の取扱いについては、それぞれ、国民生活や社会全体に与える影響も大きいことから、これら3法における年齢引下げについての社会的影響を踏まえ、国民意識の醸成等の環境整備を一層進める必要があるとの認識で一致し、今後も引き続き年齢条項の見直しに向けた取組を進めるとの方針があらためて確認されました。

5 今後の対応

今後、各府省において、所管法令に係る検討作業を進めるとともに、所管行政において、必要な環境整備のための施策を推進し、その効果の評価・検証を行うこととし、内閣官房としても、今後の対応方針について早期に結論が得られるよう、引き続き検討を深めることとしております。